

動産り災申告書記載要領

(欄 外)

- 申告者とは、世帯主、所有者等を記入してください。

(Bの欄)

- 申告者以外の同居している家族を記入してください。

(Cの欄)

- 火災保険の加入が数社ある場合は、すべて記入してください。
- 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

(Dの欄)

- Eの欄の小計を合計してください。

(Eの欄)

- り災物品は、別紙（動産り災状況表）に明細を記入し、Eの欄に整理番号別に集計して記入してください。
- 動産り災申告書提出時に、動産り災状況表も提出してください。（コピー可）
- 車両等の損害で修理し使用できるものは、修理見積書も添付してください。
(コピー可)

備考

- ① この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- ② この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- ③ り災申告書の提出がないと、特別な場合を除いて、り災証明書を発行できないことがありますので、必ず提出してください。
- ④ り災証明書の発行事務は、平日の午前9時から午後5時30分まで、日祝祭日と土曜日は行っていません。 り災申告書、修理見積書は随時受付けています。
- ⑤ り災証明書の発行には、1通につき100円の手数料と認印が必要です。
- ⑥ り災申告書及び修理見積書は、郵送でも受付けています。
- ⑦ この申告書についてわからないことがありましたら、下記までご連絡ください。

〒580-0043 松原市阿保1丁目16番2号

松原市消防本部 調査係

TEL 072-332-3102 (内線)211・225